

会社法人等番号：0104-01-151474

2025 年 7 月 16 日

各 位

東京都港区芝浦 1-1-1

Aptos Japan 株式会社

当社に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり当社を被告とする訴訟を東京地方裁判所に提起されたことを確認しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所および提訴年月日

(1) 裁判所 東京地方裁判所

(2) 提訴年月日 2025 年 5 月 12 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

(1) 名称（原告名） SAKURA UNITED PLATFORM PTE. LTD JP

(2) 所在地（原告住所） 18 ブーン・レイ・ウェイ#06-107 トレードハブ 21 シンガポール

(3) 代表者（代表者肩書・氏名） 代表者ディレクター 大川 隼

※原告はシンガポール共和国に所在する法人です。

3. 当社（被告）の概要

(1) 名称 株式会社 HashPalette （現 Aptos Japan 株式会社）

(2) 所在地 東京都港区芝浦 1 丁目 1 番 1 号 浜松町ビルディング

(3) 代表者 代表取締役 エイブリー・チン

4. 訴訟の内容

原告は、当社が提供していたブロックチェーンゲーム「ELF Masters」の関連取引に起因するとして、①金 135,999,999 円および②金 4,412,912 円ならびにそれぞれに対する遅延損害金を請求しています。

5. 訴訟提起に至った経緯

訴状によれば、原告は当社と共同で予定していた NFT ゲームプロジェクトに関し、NFT 資産購入代金等として計 135,999,999 円を支払ったものの、取得済み資産の評価損やプロジェクト変更等を理由に代金返還を求めると主張しています。また、当社がプロジェクト運営に際し徴収したと主張する各種手数料等 4,412,912 円の返還を求めています。

6. 今後の見通し

当社としては、原告の主張には事実誤認ならびに法的根拠の欠如があると考えており、適切に反論・応訴する方針です。

現時点では、本訴による当社業績への重大な影響は見込んでおりませんが、訴訟の進行状況等に応じて必要と判断した場合には速やかに追加開示を行います。

7. 業績への影響

当社の業績に与える影響につきましては、影響が判明した段階で必要に応じて速やか

にお知らせいたします。

以 上